

佐賀県告示百八十号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年四月一日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の増加  
全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加える。
- 二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更  
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。  
第三条第二号中「浜松市」の下に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。